

金融商品の再分類に関する IAS 第 39 号および IFRS 第 7 号の改訂

国際会計基準審議会 (IASB) は、一部の金融商品の再分類を容認する国際会計基準 (IAS) 第 39 号および国際財務報告基準 (IFRS) 第 7 号の改訂を公表しました。これらの改訂について、PwC の Jessica Taurae が解説します。

10 月に公表されたこれらの改訂は、IAS 第 39 号と米国会計基準 (US GAAP) の再分類要件の差異に対処しています。これらの改訂は直ちに発効され、第 3 四半期の財務報告から適用することができます。これらの改訂は、現在の金融危機への緊急の対応として、国際会計基準委員会財団 (IASCF) の承認を得ていくつかのデュー・プロセスを経ずに公表されました。

企業は本基準の適用後は、以下の場合に限り、売買目的保有に分類されている金融資産の再分類が容認されます。

- 金融資産が再分類日現在で貸付金または債権の定義を満たし、企業が現在に予見可能な将来あるいは満期までそれを保有する意思および能力がある場合
- その他の金融資産に関する稀な状況 (金融資産が再分類日現在で貸付金または債権の定義を満たさない場合)

IASB は、これらの改訂に関するプレスリリースを公表し、その中で本年第 3 四半期中に発生した世界の金融市場の悪化を、本 IFRS 改訂にいう「稀な」状況に該当する可能性のある事例だとしています。

P.2 のフローチャートは、この改訂の下での再分類の可能性を示しています。

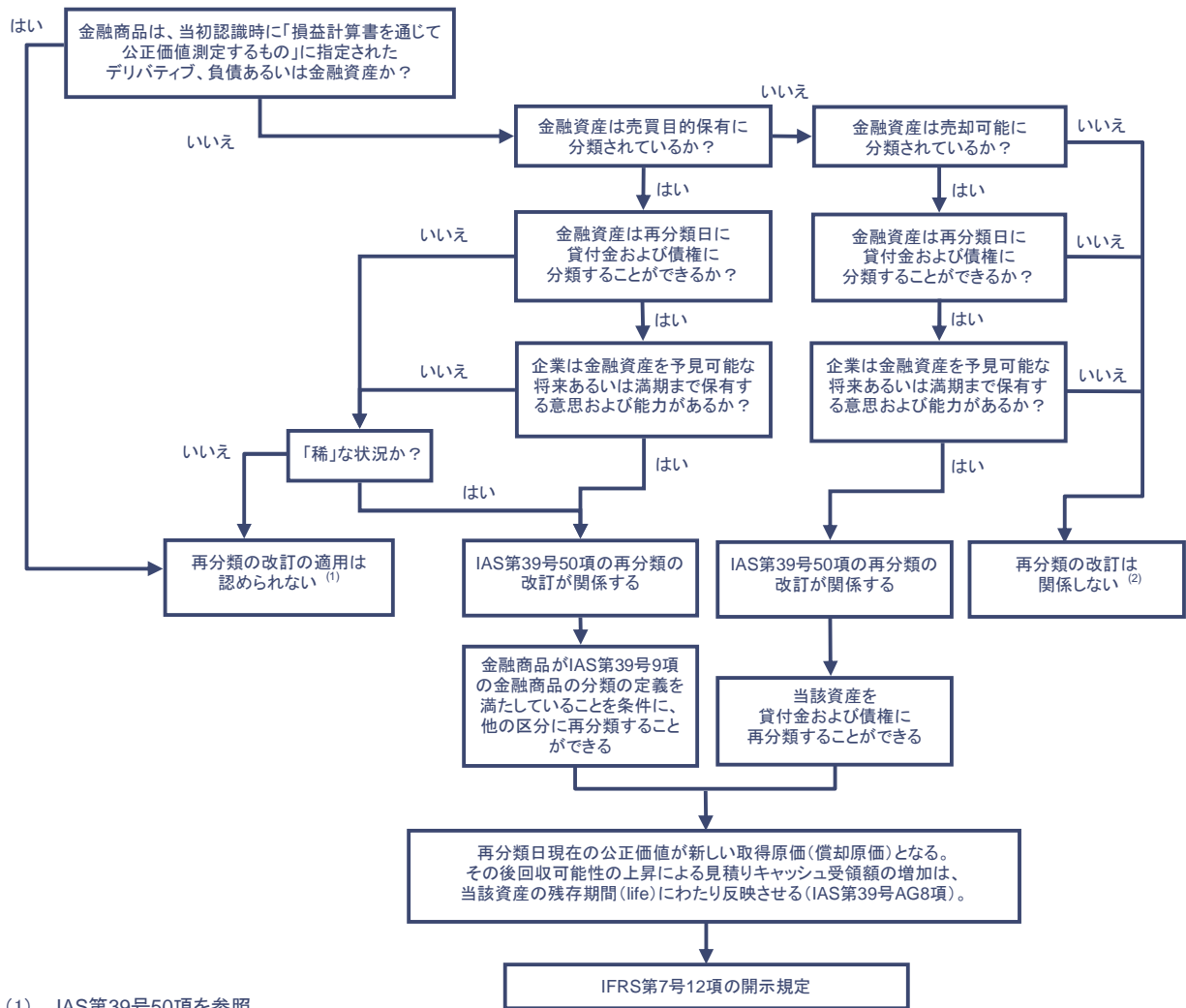
企業は引き続き、当初認識時に「損益計算書を通じて公正価値測定するもの (at fair value through profit or loss)」に指定されたデリバティブ金融商品、非デリバティブ金融負債および金融商品 (いわゆる公正価値オプションについて、「損益計算書を通じて公正価値測定するもの」からの再分類が禁止されます。また当初認識後の「損益計算書を通じて公正価値測定するもの」への再分類についても依然として禁止されます。

再分類日において、これらの規定に基づき再分類された金融資産の公正価値が、規定どおり新しい取得原価あるいは償却原価となります。再分類した資産のその後のキャッシュ回収可能性の上昇による見積りキャッシュ受領額の増加の影響は、実効金利を将来に向けて調整することにより当該資産の残存期間 (life) にわたり反映させます。IAS 第 39 号における累積キャッチアップ・アプローチは、これらの場合には適用されません。この目的は、以前に減損認識したキャッシュ・フローについて、回収可能性上昇時に即座に収益とするのではなく、当該資産の残存期間にわたり損益計算書に反映させることです。

また IFRS 第 7 号は、この IAS 第 39 号の改訂の結果として再分類された資産について詳細な開示を要求するよう改訂されました。特に経営者は、再分類されたすべての金融資産の帳簿価額および公正価値の詳細を、金融資産が再分類されなかったならば損益計算書あるいは資本に認識されていたであろう公正価値損益の詳細とともに、それらの認識が中止されるまでの間、開示することが要求されます。

IASB は、2008 年 11 月 1 日より前については、2008 年 7 月 1 日から企業が一部の金融資産を再分類できることを明確にしました。11 月 1 日より後については、再分類はそれが行われた日から効力が生じます。11 月 1 日より後に行なわれた売買目的保有あるいは売却可能からの再分類は、将来に向けて認識しなければなりません。当面の間は、該当日において再分類の条件を満たしていることを条件に、2008 年 7 月 1 日以降の任意の日に遡及的に認識することができます。

2008年10月に公表された金融商品の再分類に関するIAS第39号の改訂



(1) IAS第39号50項を参照

(2) 再分類に関してはIAS第39号51項-54項を参照

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
 新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
 電話: 03-6858-0179(直通)
 メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.